

令和 3 年度 学校いじめ防止基本方針

東久留米市立第七小学校
校長 伊藤 幸一

(はじめに)

平成 25 年 6 月 28 日に公布された「いじめ防止対策推進法」(以下「法」という。)については、平成 25 年 9 月 28 日に施行された。

また、それに伴い、平成 25 年 10 月 11 日に文部科学大臣により、「いじめの防止等のための基本的な方針」が策定された。これらを受けて、本校でも「学校いじめ防止基本方針」を策定し、毎年見直しをしているところである。

いじめは、どこにでも起こり得ることであり、またあってはならないことである。本校教育目標の一つ「心の豊かな子」を実現するため、そして、いじめに対して未然防止、早期発見、早期対応するために「基本方針(理念、職員の責務)」、「対策の基本事項(施策、早期発見の措置、防止措置、組織で対応など)」等について具体的にまとめたものである。

法(第 2 条)に明記された「この法律において「いじめ」とは、児童等に対して、当該児童等が在籍する学校に在籍している等当該児童等と一定の人的関係にある他の児童等が行う心理的又は物理的な影響を与える行為(インターネットを通じて行われるものを含む)であって、当該行為の対象となった児童等が心身の苦痛を感じているものをいう。」を重く受け止めるとともに、児童の心身の健全な成長及び人格の形成のため、学校・家庭・地域・関係諸機関と連携し、いじめの防止・早期発見・解決に向けた対応措置等を講じるものである。

1 いじめの防止等のための対策に関する基本的な方針

(基本理念)

いじめは、いじめを受けた児童の教育を受ける権利を著しく侵害し、その心身の健全な成長及び人格の形成に重大な影響を与えるのみならず、その生命又は身体に重大な危険を生じさせるおそれがあるものである。そして、一人の教職員が抱え込むのではなく、学校が一丸となって組織的に対応することが重要となってくる。また、いじめはすべての児童に起こり得る問題であり、児童が安心して学習その他の活動に取り組むことができるよう、すべての児童がいじめを行わず、いじめを認識しながら放置することがないように、いじめの影響・危険について十分に理解させなければならない。

(いじめの禁止)

児童は、いじめを行ってはならない。

(学校及び職員の責務)

学校及び職員は、学校全体でいじめの防止及び早期発見・対応に取り組む。いじめの防止に関しては、すべての教育活動を通じた道徳教育及び体験的活動の充実を図っていく。また、児童・保護者及び教職員に対するいじめを防止することの重要性に関する理解を深めるための啓発等の措置を講ずる。発見・対応に関しては、いじめの疑いがあれば速やかに情報収集をし、いじめを受けている児童が確認されたときは、適切かつ迅速に対応していく。

2 いじめの防止等のための対策となる基本となる事項

学校は、「未然防止」、「早期発見」、「早期対応」、「継続指導」及び「重大事態への対処」の 5 つの段階に応じて、いじめの防止等に向けた効果的な対策を講じていくこととする。

(1) いじめの未然防止等における基本施策

- ① 学校教育目標「心の豊かな子」を目指し、「いじめは絶対に許されない」、「いじめは卑怯な行為である」、「いじめはどの子供にも、どの学校でも、起こり得る」との意識をもち、見過ごさず情報を共有し、組織的に取り組む。(教職員の校内研修年 3 回実施)

全教職員による校内巡回)

- ②児童の豊かな情操や道徳心、自分の存在と他人の存在を等しく認め、お互いの人格を尊重し合える態度など、心の通う人間関係を構築する素地を養うため、全ての教育活動を通じた道徳教育及び体験活動等の充実を図る。（「いじめに関する授業の年3回の実施」）
- ③保護者並びに地域住民その他の関係者との連携を図りつつ、いじめ防止に資する児童が自主的に行う児童会活動に対する支援を行う。
- ④いじめ防止の重要性に関する理解を深めるための啓発その他必要な措置として、人権教育推進月間での取組、またいじめの防止に関わる集会等を実施する。
- ⑤児童及び保護者が、発信された情報の高度の流通性、発信者の匿名性、その他のインターネットを通じて送信される情報の特性を踏まえて、インターネットを通じて行われるいじめを防止し及び効果的に対処できるように、必要な啓発活動として、情報モラル研修会等を行う。特に、SNS（ソーシャル・ネットワーク・サービス）を利用した閉じた集団内におけるいじめに留意して、指導に当たる。

（2）いじめの早期発見のための措置

①いじめ調査等

いじめを早期に発見するため、在籍する児童に対する定期的な調査を次のように実施する。

- ・児童対象アンケート調査 年3回（6月、11月、2月）
- ・スクールカウンセラーによる第5学年児童全員の個別面接（1学期）
- ・スクールカウンセラーとの情報交換 毎週火曜日
- ・全職員間の情報交換及び共通理解 毎週金曜日夕方

②いじめ相談体制

児童及び保護者がいじめに係る相談を行うことができるよう次の相談体制の整備を行う。

- ・スクールカウンセラーの活用
- ・いじめ相談窓口の設置（副校長）

③いじめ防止等のための対策に従事する人材の確保及び資質の向上

いじめの防止等のための対策に関する研修を年間計画に位置付けて実施し、いじめの防止等に関する職員の資質向上を図る。

（3）いじめの早期対応

①いじめの防止等の対策のための組織「いじめ問題対策協議会」の設置（図1）

いじめの防止等を実効的に行うため、つぎの機能を担う「いじめ問題対策協議会」を設置する。

〈構成員〉

校長、副校長、主幹教諭、生活指導主任、特別支援教育コーディネーター、養護教諭、スクールカウンセラー、（田無警察スクールサポーター、民生児童委員、SSW等）

〈活動〉

- ①いじめの早期発見に関すること（アンケート調査、教育相談等）
- ②いじめ防止に関すること
- ③いじめ事案に対する対応に関すること
- ④いじめが心身に及ぼす影響その他のいじめの問題に関する児童の理解を深めること

〈開催〉

学期1回を定例会とし、いじめ事案発生時は緊急開催とする。

②いじめに対する措置（図2）

- ①いじめに係る相談を受けた場合は、すみやかに事実の有無の確認を行う。
- ②いじめの事実が確認された場合は、いじめをやめさせ、その再発を防止するため、いじめを受けた児童・保護者に対する支援と、いじめを行った児童への指導とその保護者への助言を継続的に行う。
- ③いじめを受けた児童等が安心して教育を受けられるための必要があると認められるときは、保護者と連携を図りながら、一定期間、別室等において学習を行わせる措置を講ずる。
- ④いじめの関係者間における争いを生じさせないように、いじめの事案に係る情報を関係保護者と共有するための必要な措置を講ずる。
- ⑤犯罪行為として取り扱われるべきいじめについては、教育委員会及び所轄警察等と連携して対処する。

（4）継続指導

「いじめの指導状況管理一覧」シートを活用し、きめ細やかな指導と継続的な対応をし、再発防止に努める。

（5）重大事態への対処（図3）

生命・心身又は財産に重大な被害が生じた疑いや、相当の期間学校を欠席することを余儀なくされている疑いがある場合は、次の対処を行う。

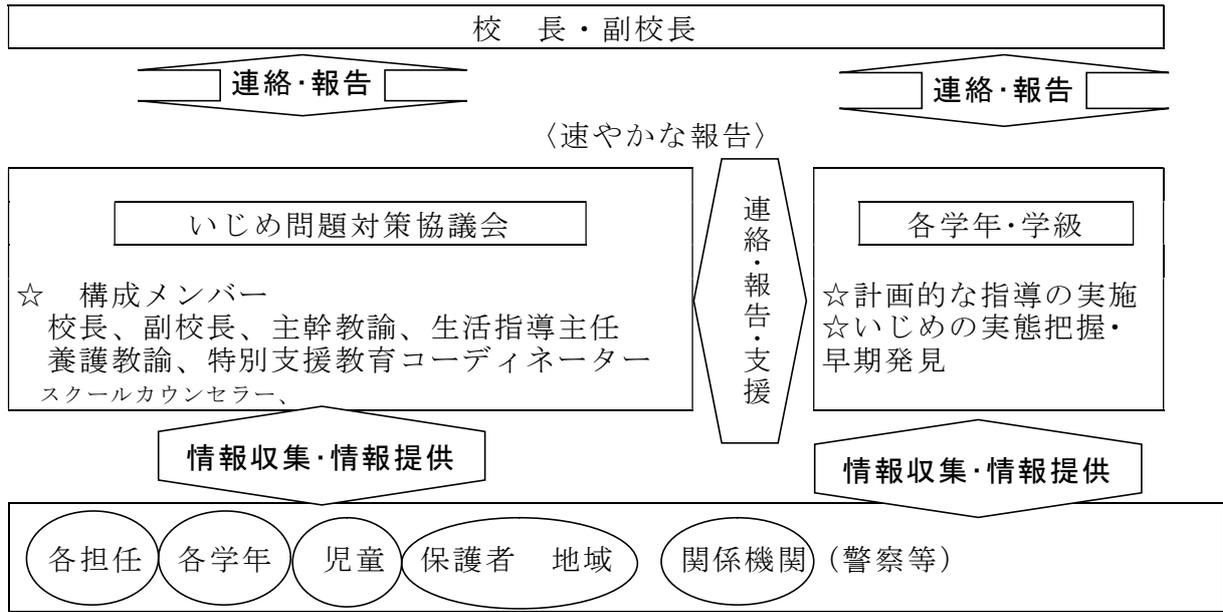
- ① 重大事態が発生した旨を、東久留米市教育委員会に速やかに報告する。
- ② 東久留米市教育委員会いじめ問題対策委員会を中心として、事実関係を明確にするための調査を実施する。
- ③ 調査の客観性や信頼性を確保するため、いじめを受けた児童の保護者が推薦する者を委員に加える。
- ④ 上記調査結果については、いじめを受けた児童・保護者に対し、事実関係その他の必要な情報を適切に提供する。

（7）学校評価における留意事項

いじめを隠蔽せず、いじめの実態把握及びいじめに対する措置を適切に行うため、次の2点を学校評価の項目に加え、適正に自校の取組を評価する。

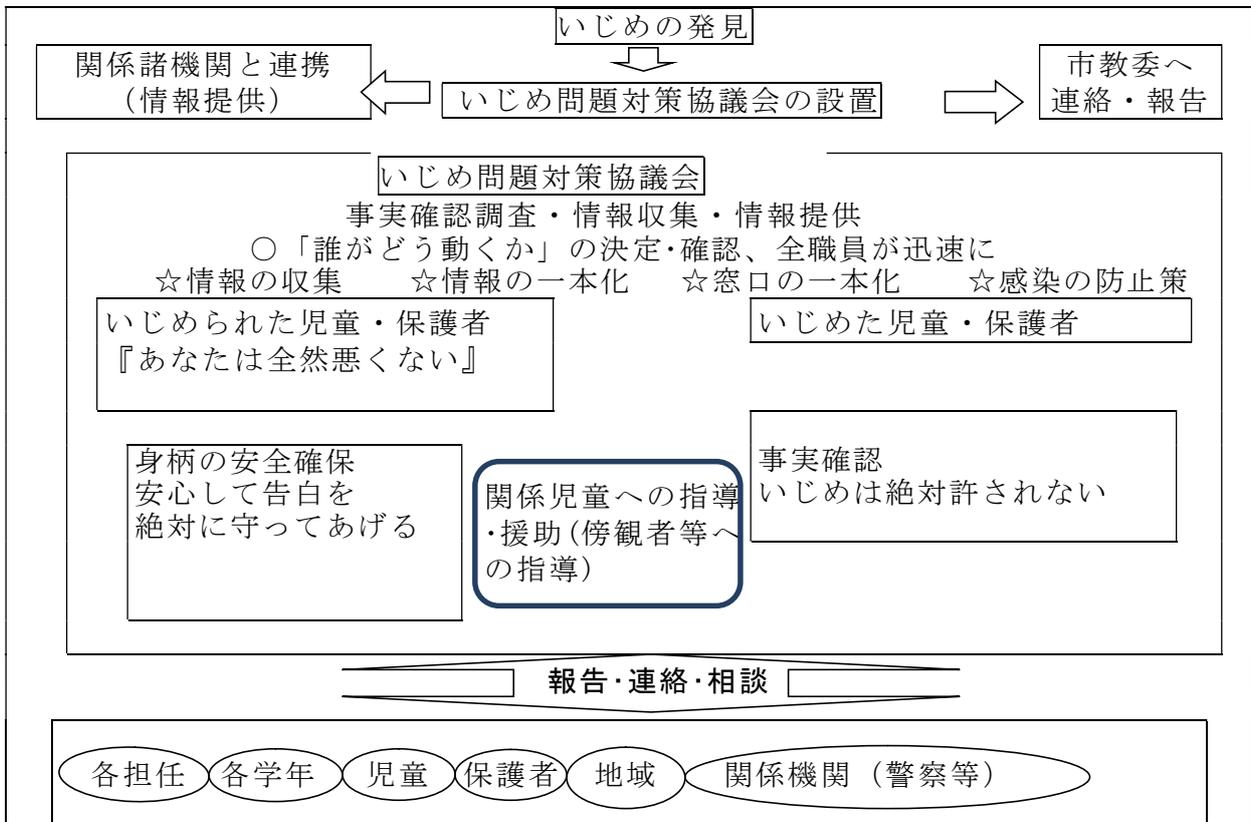
- ア いじめの早期発見に向けての取組に関する事
- イ いじめの再発を防止するための取組に関する事

(図1) いじめ防止体制 (平常時)



※ 「いじめ問題対策協議会」等を組織し、いじめ防止のための年間指導計画を学校全体で組織する。また、同協議会が保護者や関係諸機関の窓口となり、日頃から協力体制を構築しておく。

(図2) いじめ防止体制 (いじめ発生時)

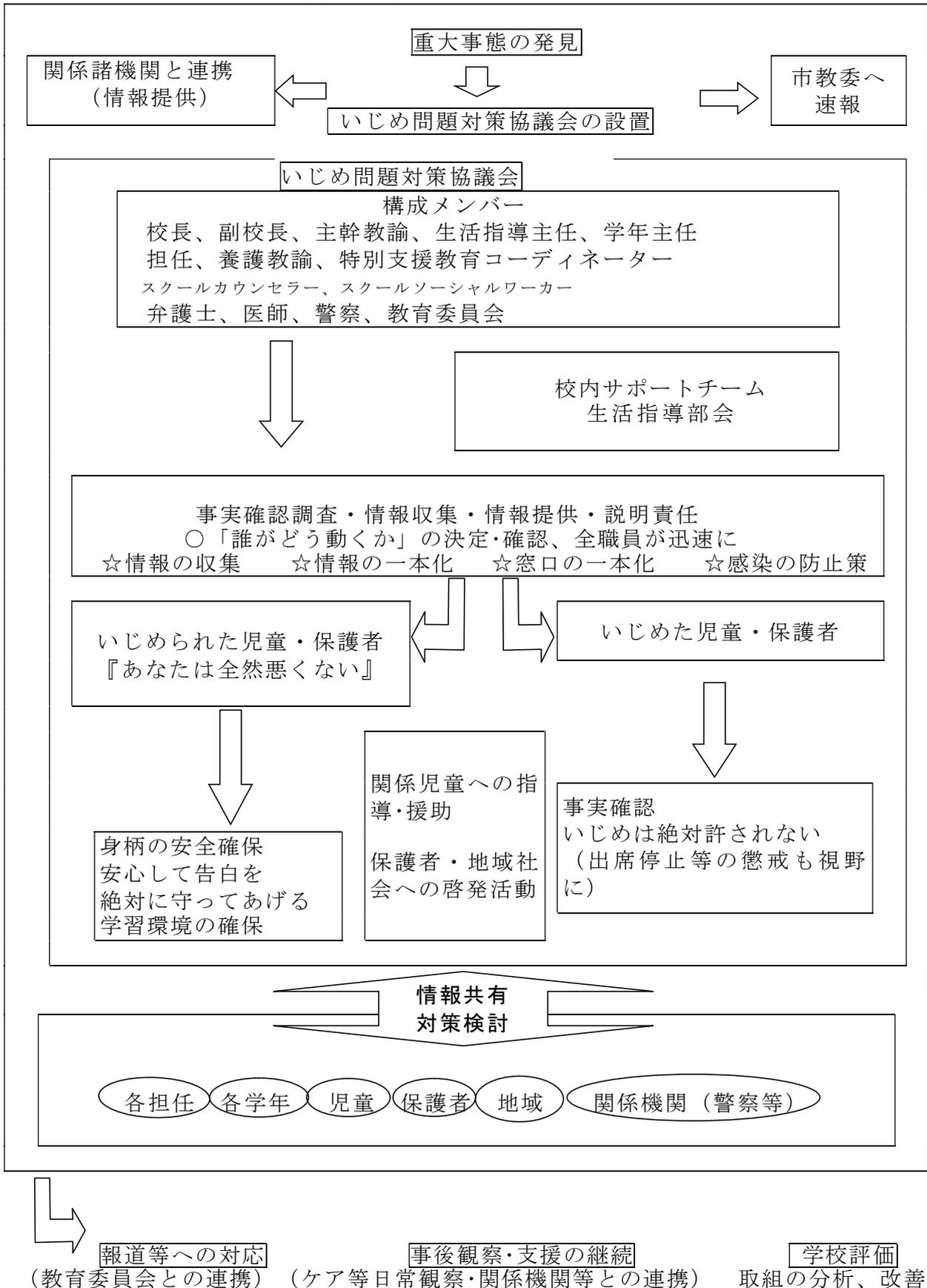


いじめの解消
(継続して情報交換・援助)

事後観察・支援の継続
(日常観察・SC等との連携)

学校評価
取組の分析、改善

(図3) いじめ防止体制 (重大事態発生時)



重大事態が発覚した時点で、東久留米市教育委員会いじめ問題対策委員会と連携し、組織的に対応する。同時に、校内にサポートチームを立ち上げ、一般児童等のメンタルヘルス・ケア等を行い、全校児童の不安を解消させる。